

公益財団法人ふくおか豊かな海づくり協会
理事、監事及び評議員に対する報酬及び費用に関する規程
(平成24年ふくおか豊かな海づくり協会規程第9号)
(令和7年ふくおか豊かな海づくり協会規程第3号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人ふくおか豊かな海づくり協会（以下「協会」という。）の定款第15条及び第34条の規定に基づき、理事、監事及び評議員の報酬及び費用に関し必要な事項を定める。

(用語)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、本協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員等とは、役員等のうち常勤理事以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に規定する報酬等をいう。

(報酬)

第3条 役員等に対して、勤務形態に応じ、職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤理事には、報酬と通勤手当を支給する。
- 3 地方自治体所属の役員等には、報酬は支給しない。

(常勤理事)

第4条 常勤理事の報酬額は、一人あたり年額800万円を超えない範囲とし、各常勤理事の報酬額については、その職務等を勘案して、理事会で決定するものとする。

- 2 通勤手当の額は、協会職員の給与及び旅費に関する規程（以下「職員給与規程」という。）に定めるところの例により算定した額とする。
- 3 常勤理事の報酬及び通勤手当の支給の方法については、職員給与規程による。

(非常勤役員等)

第5条 非常勤役員等に対する報酬は、別表1のとおりとする。

- 2 非常勤役員等の報酬は、職務遂行の都度、支払うものとする。

(費用弁償)

第6条 役員等には、職務を行うために要する費用の弁償として旅費を支給する。

- 2 旅費の額及び支給方法は、職員給与規程を準用する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会において行う。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から適用する。
- 2 この規程は、令和7年6月13日から適用する。

別表1（第5条関係）

| 役員等の区分 | 日額報酬 |
|------------------|---------|
| 理事長 | 12,000円 |
| 理事長以外の理事、監事及び評議員 | 10,000円 |